

第1号様式(第3条第1項関係)(A4)

(第一面)

二級建築士となる資格を有する者であることの証明書発行申請書

年 月 日

一般社団法人 山口県建築士会会長 様

申請者氏名

土地家屋調査士法第6条第5項第一号の規定に基づき、土地家屋調査士試験の筆記試験午前の部の免除を受けるため、二級建築士となる資格を有する者であることの証明書の交付を申請します。

下記事項が真実であり、かつ正確であることを誓います。

住所	〒		
連絡先	TEL: 自宅 携帯 その他 () メールアドレス:		
申請区分	1 学歴のみ 2 学歴及び実務 3 実務のみ 4 建築設備士 5 建築士法第4条第5項		
1 学歴のみにより申請する場合	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入学・卒業(修了)年月
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)
2 学歴及び実務により申請する場合	学 校 名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)
3 実務経験のみにより申請する場合	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計		
	年 月		
4 建築設備士により申請する場合	建 築 設 備 士 登 録 番 号		登 録 年 月 日
	第 号		年 月 日
5 建築士法第4条第5項により申請する場合	免 許 名 称	免 許 者 名	免許の年月日
			年 月 日
			資格認定書の 年 月 日
			年 月 日

(第二面)

欠 格 事 由	1 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。		ある ☐		ない ☐	
	刑に処せられたことがあるときは、その罪及び刑 _____ 刑に処せられたことがあるときは、その刑の執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった年月日 _____ 年 月 日					
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。		ある ☐		ない ☐	
	刑に処せられたことがあるときは、その罪及び刑 _____ 刑に処せられたことがあるときは、その刑の執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった年月日 _____ 年 月 日					
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。		ある ☐		ない ☐	
取り消されたことがあるときは、その年月日 _____ 年 月 日						
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。		ある ☐		ない ☐		
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日まで						
5 精神の機能の障害により建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。		はい ☐		いいえ ☐		
※ 審 査 欄	合格者照合		住民票照合		欠格審査	
					証明書発行	
					手数料受領	領収印
					22,500円	

〔注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✓印を付けて下さい。

振替払込受付証明書貼付欄

手数料: 22,500円 (振込手数料は支払者負担でお願いします)

払込口座 ゆうちょ銀行 01300-1-63940

加入者名 一般社団法人 山口県建築士会

※ここには原本を貼り付けてください。

貼る前に必ずコピーをとり保管しておいてください。

申請窓口にて現金でのお支払をされる方は貼付の必要はありません。

(第三面)

提出する書類

- ① 二級建築士の資格を有する者であることの証明書発行申請書
- ② 本籍の記載のある住民票の写し 原本（発行日より6ヶ月以内のもの）
 - ・マイナンバーが記載されていないもの
 - ・日本国籍を有しない方は、国籍等の記載のあるもの
- ③ 二級建築士試験合格通知書の写し
(第一面の登録申請区分が「5 建築士法第4条第5項」の方を除く。)
- ④ 学歴等証明書(第一面の登録申請区分が「1 学歴のみ」又は「2 学歴及び実務」の方のみ。ただし令和2年以降の受験時に提出された方を除く。)
- ⑤ 実務経歴書及び実務経歴証明書(第一面の登録申請区分が「2 学歴及び実務」又は「3 実務のみ」の方のみ。ただし令和2年以降にはじめて受験された「3実務のみ」の方を除く。)
- ⑥ 建築設備士試験合格(又は建築設備士講習受講)証書の写し(第一面の登録申請区分が「4 建築設備士」の方のみ。ただし令和2年以降の受験時に提出された方を除く。)
- ⑦ 外国の建築士免許証の写し及び山口県知事の認定書(第一面の登録申請区分が「5 建築士法第4条第5項」の方のみ。)
- ⑧ 申請手数料払込取扱票受付証明書(現金で支払う場合は不要)
- ⑨ (旧姓併記を希望する場合のみ) 下記のいずれか1点を提出すること。
 - ・旧氏が記載されている住民票の写し 原本(②と同一でも可)
 - ・旧姓併記されているマイナンバーカードのコピー(原本との照合が必要)
 - ・戸籍謄本(抄本) 原本
- ⑩ (通称名併記を希望する場合のみ) 通称名の記載されている住民票の写し 原本(②と同一でも可)
- ⑪ 本人確認ができる公的証明書の写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)